

文化庁における水中遺跡保護の取組みについて

1 遺跡保存方法の調査研究

(1) 昭和55年度事業

ア) 目的

遺跡の保存にあたってはその所在を明らかにすることが重要であり、各地方公共団体において文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の認定を進めることが適切である。一方、山岳山林地帯、砂丘地帯、火山灰地帯、泥炭地帯、水中などに分布する遺跡については技術的に所在の把握が困難であることから、その把握方法について調査研究を行う。

イ) 調査内容

- ①岡山県小豆島沖 みずのこいわ 通称「水ノ子岩」
- ・調査が終了しており、県教委から情報収集
- ②北海道江差沖
- ・調査計画、調査方法、使用機材の確認
 - ・「開陽丸」外港部について水中での残存状況の確認
 - ・引き揚げた遺物の処理施設あわづこていなどの確認
- ③滋賀県琵琶湖粟津湖底遺跡
- ・財団法人京都市埋蔵文化財研究所に委託して実施
- 期間 昭和55年8月20～23日に粟津湖底遺跡における調査の実施
内容 測量 水中におけるグリッド調査

ウ) 報告書

昭和56年『遺跡確認法の調査研究昭和55年度実施報告—水中遺跡の調査—』
【参考資料2】

(2) 平成元年度～平成3年度事業

ア) 調査の目的

総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号、いわゆるリゾート法)制定以降、全国的なリゾート施設建設事業計画が多く計画され、海浜部や湖・河岸に立地する遺跡に影響が及ぶ懸念が生じたことから、水中に所在する遺跡の所在確認方法の検討、全国的水中遺跡に関する資料の収集等について実践的な調査研究を行う。

イ) 調査対象

- ①鷹島海底遺跡における調査の実施
- ②全国水中遺跡の状況把握アンケートの実施

ウ) 報告書

平成12年『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』【参考資料3】

2 国庫補助事業による地方公共団体が実施する水中遺跡調査の支援

- ①長崎県鷹島町（現松浦市）教育委員会
- ②長崎県小値賀町教育委員会
- ③鹿児島県宇堅村教育委員会
- ④沖縄県教育委員会 など

3 沈船に関する取り扱いに関する個別協議・報告

静岡県、神奈川県、和歌山県（エルトゥール号）等

4 史跡指定

①陸地を含む海域の指定

- ・品川台場（大正15年10月20日指定）
- ・稲村ヶ崎（昭和9年3月13日指定）
- ・和賀江島（昭和43年10月14日指定）
- ・石見銀山遺跡（昭和44年4月14日指定、平成14年3月19日に海面部分を追加指定）

②海域のみの指定

- ・鷹島神崎遺跡（平成24年3月27日）【参考資料4】

5 周知の埋蔵文化財包蔵地にしている水中遺跡数の把握

- ・平成24年度 周知の埋蔵文化財包蔵地数（水中遺跡）【参考資料5】